

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委託業務番号	令和5年度 長市活第2号
委託業務名称	長浜市地域おこし協力隊事業支援業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	(1) 隊員の活動や地域行事等への参加に対する協議等の参画 (2) 隊員の活動経費の管理業務 (3) その他隊員に対する支援業務
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	2,000,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市高畑町316-1 [商号又は名称] 田根地区・地域づくり協議会
契約相手方の選定理由	本業務は、田根地域を中心に活動する隊員1名の生活面のサポートや活動に係る地域連携の橋渡しをはじめ、隊員の地域協力活動の支援と活動に係る経費についての管理業務を委託するもの。 田根地域において、隊員の生活面のサポートから隊員の活動が円滑にできるよう支援できるのは、田根地域の住民で構成され、地域の特色を活かした地域づくりに取り組んでいる田根地区・地域づくり協議会以外にない。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>